

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、損害調査業務に従事していたところ、平成〇年〇月頃から抑うつ症状が出現し、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断され、以後通院療養していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日付けで、D所在の会社E部Fセンターに配属され、G担当として職場復帰を目指していたところ、平成〇年〇月〇日、同Fセンターの上司から叱責を受け、レポートの提出を強要されたことが原因で、うつ病が悪化したとしている。

請求人は、うつ病が悪化したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病している精神障害の悪化は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病していた精神障害が悪化したのは業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、Hとのトラブル及び平成〇年〇月〇日のIとのトラブルにより精神障害が悪化した旨主張している。

(2) 請求人の精神障害の発病の有無と時期について

J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、精神障害の発病等について、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインのF4の「ストレス関連障害」(以下「本件疾病」という。)を発病し、以後、寛解せず動揺を伴いながら遷延している旨の所見を述べている。当審査会としても、請求人の症状の推移、療養の経過等に鑑み、審査官が決定書理由第2の2の(2)のアで説示するとおり、同医師の所見は妥当であると判断する。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 上記(2)のとおり、請求人は平成〇年〇月頃に本件疾病を発病していると認められるところ、同人によれば、同僚のHとのトラブル及び上司のIとのトラブルにより平成〇年〇月に本件疾病の症状が悪化した旨、主張している。

精神障害の悪化については、認定基準の「第5 精神障害の悪化の業務起因性」において、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後お

おむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱っているとされている。

- (5) 請求人が主張する本件疾病の悪化について検討すると、請求人が本件疾病の悪化の原因であると主張しているH及びIとのトラブルは、いずれも生死にかかわる、極度の苦痛を伴うなど心理的負荷が極度のものであるとは認められず、認定基準の別表1の「特別な出来事」には該当しない。さらに、これらのトラブル以外の出来事についても「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。また、平成〇年〇月〇日付けのJ医師の意見書によると、請求人は平成〇年〇月頃に本件疾病を発病し、以後、寛解せず、動揺を伴いながら遷延しているものと考えられ、自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないことから、認定基準第5の悪化に該当するものとは認められない。これらのことから、当審査会としても決定書理由第2の2の(2)のイの説示は妥当であるものと判断する。

以上のことから、当審査会も、決定書理由第2の2の(2)の結論のとおり、請求人の主張する本件疾病の悪化と業務との間に因果関係を認めることはできず、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- (6) なお、請求人のその余の主張（監督署職員の調査手法等の不満）について子細に検討するも、上記判断を左右しない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。